

大情審答申第 377 号
平成 26 年 6 月 26 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成25年 8 月21日付け大天市第74号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 6 月 5 日付け大天市第 40 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 25 年 5 月 22 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「資料 1、2 の通り各地域の補助金の交付の基準に関する要綱第 4 条 1 項各号の要件の判断資料を開示してほしい。（地域活動協議会に対する補助金の交付）」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、『『地域活動協議会の認定審査並びに通知について』（平成 25 年 3 月 28 日決裁）（ただし、真田山地域活動協議会関係部分のみ）、『地域活動協議会の認定審査並びに通知について』（平成 25 年 3 月 29 日決裁）（ただし、味原地域総括会関係部分のみ）」（以下「本件文書 1」という。）及び「中間支援組織から出された真田山地域活動協議会に関する『地域活動協議会認定に関する意見書』（平成 25 年 3 月 22 日発行）、中間支援組織から出された味原地域総括会に関する『地域活動協議会認定に関する意見書』（平成 25 年 3 月 27 日発行）」（以下「本件文書 2」といい、本件文書 1 及び本件文書 2 を総称して「本件各文書」という。）を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、個人の氏名及び住所並びに団体の代表者の印影（以下「本件情報」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第7条第1号に該当

(説明)

個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって当該情報そのものにより、又は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

団体の代表者の印影については、団体の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、偽造等のおそれがあり、当該団体の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年7月9日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開された資料のなかには、「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」(以下「補助金交付要綱」という。)第4条第1項各号の要件を満たし「すべて適合」と判断した資料がなかった。

補助金交付要綱第4条第1項各号の要件を満たしていると判断した資料があるはずである。

天王寺区役所市民協働課担当は「各地域活動協議会規約をもって、要件にすべて適合していると判断した」と回答するが、同規約で補助金交付要綱第4条第1項各号の要件を満たすことはできない。

- 2 実施機関の説明では、両地域活動協議会の「規約」は、地域住民に協議確認のもと制定されたものであるとしているが、それならば、議事録などがあってしかるべきである。

- 3 また、大阪市から地域コミュニティ支援事業に係る中間支援事業の委託を受けた事業者(以下「中間支援組織」という。)から提出された各地域活動協議会に関する「地域活動協議会認定に関する意見書」をもって判断したとも回答するが、同意見書の「当該申請団体は、認定の要件に適合すると認められる。」と証明する裏づけ補足資料もなかった。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 地域活動協議会認定に係る、補助金交付要綱第4条第1項各号の要件については、真田山地域活動協議会の規約、味原地域総括会の規約に記されていることから、区長が、真田山地域活動協議会、味原地域総括会から規約が提出されたことをもって、地域活動協議会として認定した。そのため、本件文書1に含まれる「規約」以外に異議申立人が求める資料はない。

なお、両地域活動協議会の「規約」は地域住民の協議確認のもと制定されたものである。

- 2 また、中間支援組織は、地域活動協議会の形成支援を行っていたことから、その作業の中で、両地域活動協議会の状況を十分把握しており、意見書はそれを踏まえて作成されたものであり、本件文書2以外の書類はない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件各文書について

- (1) 本件文書1は、天王寺区内の真田山地域活動協議会及び味原地域総括会の地域活動協議会の区長認定に関する決裁文書であって、申請者名、審査結果などが記載されており、地域活動協議会の認定を受けるための必要書類が地域活動協議会認定申請書とともに添付されている。
- (2) また、本件文書2は、中間支援組織から地域活動協議会の認定の判断資料として実施機関に提出された文書である。
- (3) 補助金交付要綱では、地域活動協議会からの認定申請があった場合、実施機関において補助金交付要綱第4条第1項各号の要件を備えていると認められるときは同第5条により区長はその認定をしなければならないと規定しており、実施機関に確認したところ、認定は各地域活動協議会規約及び中間支援組織から提出される意見書をもって行われるとのことである。

3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第1号及び第2号を理由に本件情報を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書1に含まれる「規約」及び本件文書2以外にそれぞれ他に特定すべき公文書が存在するはずであるとして異議申立てを行っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件情報の公開の可否ではなく、本件決定

において他に特定すべき公文書の存否である。

4 本件決定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、各地域活動協議会規約を制定する際に地域住民が協議確認を行っているのであれば、本件文書1に含まれる「規約」以外にその議事録が存在するはずであると主張している。

実施機関に確認したところ、地域活動協議会は、おおむね小学校区の地域を基本単位として設立されるものであって、中間支援組織は各地域における地域活動協議会設立に向けて、規約の作成や認定申請の準備の支援を行っているとのことである。

また、各地域における地域活動協議会規約の作成等にかかる議事録は、中間支援組織が作成しており、区役所内の中間支援組織事務スペース内で閲覧することは可能であるが、実施機関に対しては提出されておらず、実施機関として取得していないとのことである。

- (2) また、異議申立人は本件文書2に「当該申請団体は、認定の要件に適合すると認められる。」と記載されていることから、どのように適合すると判断したのかわかる書類があるはずであると主張している。

実施機関に確認したところ、地域活動協議会の認定を行う際は中間支援組織からの意見を求めることとしているが、提出された書類は1つの地域活動協議会につき1枚の「地域活動協議会 認定に関する意見書」であったとのことである。

当審査会において、本件文書2を見分したところ、中間支援組織の真田山地域活動協議会及び味原地域総括会に対する意見として「当該申請団体は、認定の要件に適合すると認められる。」又は「当該申請団体は、認定の要件に適合すると認められない。」の項目のうち、前者の項目にチェックが付けられているにすぎないものであった。

地域活動協議会の認定は、中間支援組織からの意見書をもって行うところ、当該意見書の内容が結論のみの記載にすぎず、その根拠も示されていなかったことから、地域活動協議会の認定の妥当性について、異議申立人が疑念を抱いたことは、当審査会としても理解できる。

しかしながら、当審査会において確認したところ、本件文書2以外に地域活動協議会の認定に関する書類は認められなかった。

- (3) したがって、本件決定において他に特定すべき公文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成 25 年度諮問受理第 95 号

年 月 日	経 過
平成 25 年 8 月 21 日	諮問
平成 26 年 1 月 27 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 26 年 2 月 5 日	異議申立人から意見書の提出
平成 26 年 3 月 4 日	審議（論点整理）及び異議申立人意見陳述
平成 26 年 3 月 14 日	実施機関理由説明
平成 26 年 5 月 30 日	審議（論点整理）
平成 26 年 6 月 13 日	審議（答申案）
平成 26 年 6 月 26 日	答申